

慶弔・顕彰規程の制定について

2025年7月23日
北海道生コンクリート工業組合
北海道生コンクリート協同組合連合会

生コン業界の発展に貢献のあった学識経験者を対象に顕彰を行うため、従前の「慶弔及び見舞金規程」を見直し、顕彰に関する規定を充実させた上で、新たに「慶弔・顕彰規程」として制定することとします。

慶弔及び顕彰規程

(北海道生コンクリート工業組合)

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、北海道生コンクリート工業組合に係る慶弔・顕彰に関する事項について定める。

第2条(適用範囲)

この規程の適用範囲は、次のとおりとする。

<慶弔>

1. 組合員の代表者
2. 役員
3. 上記に準ずる者(理事長が特に認めた者)

<見舞金>

1. 組合員の工場の被災(地震・津波・火災・風水害等)

<顕彰>

1. 役員
2. 学識経験者
3. 上記に準ずる者(理事長が特に認めた者)

第2章 慶弔見舞金に関する事項

第3条(支給額)

慶弔見舞金の支給額は、別表に定めた金額とする。ただし、理事長が特に認めた場合には、本表の金額を増額して支給することができる。

第3章 顕彰に関する事項

第4条(顕彰の対象)

生コン業界の発展に寄与し、顕著な功績があったと認められる次の者を対象とする。

- (1) 国または地方公共団体から叙勲、褒章等の栄誉を受けた者

- (2) 学識経験者(理事会の議決必要)

第5条(顕彰の内容)

前条の(1)の該当者に対しては祝金の贈呈、(2)の該当者に対しては感謝状を授与し記念品を贈呈する。

祝金、記念品の支給額は別表に定めた金額とする。

ただし、理事長が特に認めた場合には、本表の金額を増額して支給することができる。

第6条(協議事項)

この規程にない事項については、理事会において協議する。

(付 則) この規程は、2025年6月から施行する。

慶弔及び顕彰規程

(北海道生コンクリート協同組合連合会)

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、北海道生コンクリート協同組合連合会に係る慶弔・顕彰に関する事項について定める。

第2条(適用範囲)

この規程の適用範囲は、次のとおりとする。

<慶弔>

1. 会員の代表者
2. 役員
3. 上記に準ずる者(理事長が特に認めた者)

<見舞金>

1. 会員傘下の工場の被災(地震・津波・火災・風水害等)

<顕彰>

1. 役員
2. 上記に準ずる者(理事長が特に認めた者)

第2章 慶弔見舞金に関する事項

第3条(支給額)

慶弔見舞金の支給額は、別表に定めた金額とする。ただし、会長が特に認めた場合には、本表の金額を増額して支給することができる。

第3章 顕彰に関する事項

第4条(顕彰の対象)

生コン業界の発展に寄与し、顕著な功績があったと認められる者を理事会の議決により顕彰の対象とする。

- (1) 国または地方公共団体から叙勲、褒章等の栄誉を受けた者

第5条(顕彰の内容)

祝金の贈呈とし、支給額は別表に定めた金額とする。

ただし、会長が特に認めた場合には、本表の金額を増額して支給することができる。

第6条(協議事項)

この規程にない事項については、理事会において協議する。

(付 則) この規程は、2025年6月から施行する。

<別 表>

区分	範 囲		金額(円)	備 考
香 典	組合員の代表者、役員及びこれらに準ずる者	本 人	30,000	他に弔電、供花
		一親等 (親、子、養子、養親、配偶者)	10,000	
見舞金	地震・津波・火災・風水害等により組合員工場が被災		30,000	
顕 彰	国または地方公共団体から叙勲、褒章等の栄誉を受けた者		50,000 ^{※1}	※1 祝金
	学識経験者		100,000 ^{※2}	感謝状、 ^{※2} 記念品

※北海道生コンクリート協同組合連合会「慶弔及び顕彰規程」との重複あり。

<別 表>

区分	範 囲		金額(円)	備 考
香 典	会員の代表者、役員及びこれらに準ずる者	本 人	30,000	他に弔電、供花
		一親等 (親、子、養子、養親、配偶者)	10,000	
見舞金	地震・津波・火災・風水害等により会員傘下の工場が被災		30,000	
顕 彰	国または地方公共団体から叙勲、褒章等の栄誉を受けた者		50,000 ^{※1}	※1 祝金

※北海道生コンクリート工業組合「慶弔及び顕彰規程」との重複あり。